

巻末資料

- 巻末資料 1 日出町都市計画マスタープラン策定経緯
…… 巻末－ 2～巻末－ 4
- 巻末資料 2 用語集
…… 巻末－ 5～巻末－ 10

巻末資料 1 日出町都市計画マスタープラン策定経緯

都市計画マスタープラン策定委員会

- 第1回 平成30年3月20日(火)
- 第2回 平成30年10月25日(木)
- 第3回 令和元年10月18日(金)

都市計画マスタープラン策定検討会

- 第1回 平成30年4月19日(木)
- 第2回 平成31年2月28日(木)
- 第3回 令和元年12月20日(金)

まちづくり懇談会(全体ワークショップ)

- 第1回 平成29年10月29日(日)
- 第2回 平成30年5月27日(日)
- 第3回 平成30年8月5日(日)
- 第4回 令和元年10月27日(日)

高校生ワークショップ

- 第1回 平成30年7月20日(金)
- 第2回 平成30年8月6日(月)

住民アンケート調査

- まちづくり 平成29年9月13日(木)～平成29年9月29日(金)
- 公共交通 平成29年9月22日(金)～平成29年10月13日(金)

パブリックコメント

令和元年11月18日(月)～令和元年12月9日(月)

開催年月	策定委員会	策定検討会	まちづくり懇談会	高校生ワークショップ	住民アンケート調査	パブリックコメント
平成29年	9月				まちづくり 9/13～9/19	
	10月		第1回 10/29		公共交通 9/22～10/13	
平成30年	3月	第1回 3/20				
	4月		第1回 4/29			
	5月			第2回 5/27		
	7月				第1回 7/20	
	8月			第3回 8/5	第2回 8/6	
10月	第2回 10/25					
平成31年	2月		第2回 2/28			
	3月					
令和元年	10月	第3回 10/18		第4回 10/27		
	11月					11/18～
	12月		第3回 12/20			～12/9

日出町都市計画マスタープラン
策定委員会 委員名簿
(順不同、敬称略)

日出町都市計画マスタープラン
策定検討会 委員名簿
(順不同、敬称略)

参加部署
総務課
政策推進課
福祉対策課
生活環境課
商工観光課
農林水産課
都市建設課
上下水道課

氏名	所属・役職
近藤 正一（会長）	日本文理大学工学部教授
浅野 健治	ひじ町ツーリズム協会副会長
小川 野里子	エコネット日出副会長
佐藤 省象	日出町農業委員会会長
池部 長行	日出町防災士会会長
小玉 満大	日出町商工会事務局長(2019年3月末まで)
渡部 道郎	日出町商工会事務局長(2019年4月から)
大塚 妙子	日出町民生委員児童委員協議会会長 (2019年11月末まで)
神田 英巳	日出町民生委員児童委員協議会会長 (2019年12月から)
中園 千恵美	(有)日出タクシー代表取締役社長
佐藤 誠治	まちづくり研究所主宰

日出町都市計画マスタープラン策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する日出町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を定めるため、日出町都市計画マスタープラン策定検討会（以下「策定検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定検討会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関して意見を述べること。
- (2) その他都市計画マスタープランの策定に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 策定検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定検討会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総括し、策定検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定検討会の庶務は、都市建設課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会の運営に関し必要な事項は、会長が策定検討会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

巻末資料2 用語集

あ

アクセス

目的地(施設)までの寄りの道。接近すること。アクセシビリティとは、利便性や交通手段への到達容易度、ある地点や施設への到達容易度のことをいう。

大分県都市広域圏広域ビジョン

今後、圏域全体の経済成長を見据えた大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の7市1町の多様な資源、産業、人材の活用や、人口定住のために必要な高次の都市機能の集積に向けた環境整備、また住民の生活関連機能サービスの維持・向上を目指す有機的な連携等について大分都市広域圏の特徴と課題を示し、今後の具体的な取組を推進するための広域計画として策定するもの。

か

開発許可

都市計画法による開発行為に対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限の一種。都市計画区域内で開発行為をしようとするものはあらかじめ、県知事の認可を受けなければならない。

開発行為

建築物の建築または特定工作物(ゴルフコースやコンクリートプラントなど)を建設するために行う土地の区画形質の変更のこと。また、土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土・盛土などをいう。

回遊型観光(周遊観光)

名所・旧跡の見学を目的に、複数の観光地を移動し宿泊地を変えて行く旅行形態。

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

河川法

河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とした法律。

観光農園

農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業。

幹線道路

都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。

既成市街地

一般には、都市において、既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法では、人口密度 40 人/ha 以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が 3,000 人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。

区域区分(線引き)

市街化区域と市街化調整区域との区分。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要に応じて定めるもの。

(日出町は線引きされていません)

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第 6 条の 2 に定められた、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。県が、広域的な見地から、都市計画の基本的な事項を定めるもの。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

建築行為

開発許可を受けた区域以外の土地で開発行為を伴わずに、建築物等の新設、改築もしくは用途の変更を行うこと。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高限度または低限度を定める制度。

高度利用地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地における土地の合理的かつ健全高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の高限度、低限度、建ぺい率・建築面積の高限度などを定める制度。

混雑度

交通調査を実施した基本区間における交通容量(ある道路がどれだけの自動車を通し得るかという、その道路が構造上有している能力)に対する交通量の比。

さ

市街化区域

都市計画法における都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

(県内でこの区域を有するのは、大分市と別府市のみです)

市街化調整区域

都市計画法における都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

(県内でこの区域を有するのは、大分市と別府市のみです)

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、道路等の公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備を行う事業。

市町村マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定められた、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。住民にもっとも近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。市町村マスは当該の区域マスに即さなければならない。

準都市計画区域

近年のモータリゼーションの進展等により高速道路のインターチェンジ周辺や幹線道路沿道等を中心に大規模な開発、建設が拡大しており、無秩序な土地の利用や良好な景観の喪失が進んでいることを受け、平成 12 年の法改正によって創設されたもの。都市計画区域外の、そのまま放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域。用途地域や風致地区などの土地利用の使われ方を決めるために必要な都市計画を定めることができる。

準用河川

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定される。

水源涵養林

山地に水を蓄え、河川の流量を調節して渇水しないようにする目的で設けられた森林。

スプロール化

無秩序な開発により、計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子。

線引き都市

市街化区域と市街化調整区域との区分を定めた都市。

総合計画

市政を推進していくための計画として最も上位に位置づけられる計画であり、別府市の総合的、計画的な行政推進の指針であり、また市民等の活動の指針としても位置づけられるもの。

た

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類の一つ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域または地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画

まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。

低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)及び準都市計画区域内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。都市計画においては、特定用途制限地域の位置及び区域のほか制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定めるとされている。

特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内において地域的要請から用途制限を強化または緩和する制度。

都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎的調査のこと。都市計画法では、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。

都市計画区域

自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、県が指定する。現在、大分県では大分市、別府市をはじめとする16市町において都市計画区域が定められている。

(日出町も指定しています)

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の中の道路。都市計画道路は、高速道路等の自動車専用道路、地区と地区の間を結ぶ幹線道路、区画街路、特殊街路等の4種類があり、都市計画で種別と構造等を定めるものとされている。

都市施設

道路、公園など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市のスポンジ化

空き家や空き地が多数発生し、多数の穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。スポンジ化が進行すると、サービス産業の生産性が低下するほか、行政サービスの非効率化や地域コミュニティの消失、治安の悪化を招く可能性がある。

土砂災害警戒区域

住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域で、一般的にイエローゾーンといわれる。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一般的にレッドゾーンといわれる。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。都市計画区域内で行うことができる。

は

非線引き都市

市街化区域と市街化調整区域との区分を定めない都市。

(日出町は非線引き都市です)

非線引き用途白地地域

従来、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区域区分)のされていなかった都市計画区域内で、用途地域の定められていなかった地域。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つ。自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などの都市の風致を維持することを目的とした制度。

普通河川

一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を普通河川と呼びます。実際の管理は、市町村などが行っている。

法適用外公共物(法定外公共物)

里道、水路といった、道路法、河川法等の特別法の適用を受けない(準用されない)公共物。

や

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地。

ユニバーサルデザイン

すべての人に使いやすいように考えられたデザインのこと。まちづくりにおいては、歩道の段差解消や、駅舎等でのエレベータ、エスカレータの設置、誰にでも分かりやすい案内看板の設置等が挙げられる。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

現在、13種類の用途地域がある。

ら

立地基準

開発許可等の基準は大別して技術的基準と立地基準とに分けられ、立地基準とは、市街化調整区域において開発行為等を行う場合に限り適用される基準。市街化調整区域は原則として開発行為等が禁止されている区域であるため、当該区域で開発行為を行おうとする場合は、その必要性が問題とされる。そこで、従来から営まれている日常生活や農業等の生産活動に必要な建築物等について一定の類型を定め、これに適合するものに限って許可の対象としたもの。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。